平成２２年（フ）第１２８号
北九州市八幡西区小嶺台１丁目14番５号
債務者　酒井美津子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４５号
北九州市小倉南区若園４丁目９番５―104号
債務者　壱岐村　始
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０号
島根県安来市下坂田町552番地
債務者　生和　朱美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６３１号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目1925番地　ハイツドエル105号
債務者　橋本　豊子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０３号
埼玉県越谷市花田２丁目25番地20　戸張ハイツ101号、前住所埼玉県草加市谷塚町264番地７　サーパス谷塚401号
債務者　田中　英尚
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
埼玉県春日部市栄町３丁目229番地センチュリーハイツ栄町第１―101号
債務者　高山　正明
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
埼玉県越谷市大字下間久里583番地６
債務者　高橋　賢次
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
埼玉県草加市谷塚町1548番地４　ハイツ昼間102号
債務者　三橋　美生
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
埼玉県草加市谷塚町1548番地４　ハイツ昼間102号
債務者　三橋　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
埼玉県越谷市登戸町44番４号　プリムローズ206
債務者　森田　正恵（旧姓玉水）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
埼玉県越谷市蒲生茜町２番地19　アネックス蒲生102号
債務者　関口　芳廣
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
埼玉県春日部市備後西１丁目４番52号
債務者　柿澤　正志
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
新潟県見附市新町２丁目３番12号、前住所新潟県長岡市与板町槙原538番地
債務者　安達　　功
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
愛知県江南市鹿子島町中197番地　コーポ鹿島荘５号
債務者　三島明俊こと　朴　　明俊
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５８号
愛知県江南市鹿子島町中197番地　コーポ鹿島荘５号
債務者　三島和子こと　金　　和子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４５６号
岡山県倉敷市茶屋町197番地２
債務者　安田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４２７１号
札幌市清田区平岡７条４丁目５番18号
債務者　工藤　　縁
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部